

金融商品取引法の膨大な体系を整理し、
実務上の論点を過不足なく解説！

論点体系 金融商品 取引法

第2版

全3巻

編著

黒沼悦郎(早稲田大学大学院法務研究科教授)

太田 洋(弁護士)

A5判/上製 第1巻 5,830円 (本体:5,300円+税10%)

第2巻 5,280円 (本体:4,800円+税10%)

第3巻 5,280円 (本体:4,800円+税10%)

本書の特徴

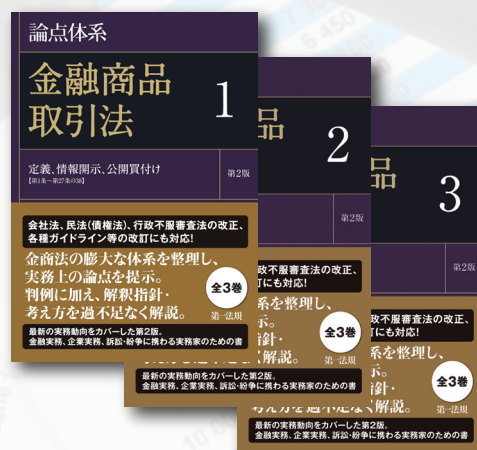
- ◆ 金融商品取引法をめぐる論点について体系的に解説！
- ◆ 最新の裁判例や法改正はもちろん、各種ガイドライン改訂にも対応。
実務動向をしっかりと把握できる！
- ◆ 金融法務の第一線で活躍する研究者・弁護士が執筆した、実務家のための必携書！

論点体系 金融商品取引法 第2版 全3巻

第1巻 定義、情報開示、公開買付け【第1条～第27条の38】

第2巻 業者規制、自主規制【第28条～第156条の92】

第3巻 不公正取引、課徴金【第157条～第226条】



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560
<https://www.daiichihoki.co.jp>

Tel. 0120-203-694
Fax. 0120-302-640

◆第157条

◆条文の概要を簡潔に解説。

(不正行為の禁止)

第157条 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等について、不正の手段、計画又は技巧をすること。
- 二 有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等について、重要な事項について虚偽の表示があり、又は誤解を生じさせないために必要な重要な事実の表示が欠けている文書その他の表示を使用して金銭その他の財産を取得すること。
- 三 有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等を誘引する目的をもって、虚偽の相場を利用すること。

【条文の概要】

本条は、有価証券取引や「デリバティブ取引等」について、不正の手段、計画又は技巧をすること(本条1項)、重要な事項に虚偽の表示のある文書等を使用して財産を取得すること(本条2項)、及び、有価証券取引や「デリバティブ取引等」を誘引する目的をもって、虚偽の相場を利用すること(本条3項)を禁止している。なお、本条でいう「デリバティブ取引等」とは、市場デリバティブ取引等(市場デリバティブ取引、その媒介・取次ぎ・代理、又はその委託の媒介・取次ぎ・代理)、店頭デリバティブ取引等又は外国市場デリバティブ取引等をいう(33条3項)。

本条は、不正行為を一般的かつ包括的に禁止する規定である。金商法は、例えば相場操縦行為を禁じる159条にみられるように、各種の不正行為を個別に規制している。しかし、もともと証券取引の態様は多種多様であり、規制すべき不正行為としても多様な態様のものが考えられるので、不正行為をあらかじめ詳細に列挙し、それに該当するものだけを違法とする規制手法には限界がある。そこで、そうした限界を克服するために、本条のような包括的な規定が置かれている。なお、このような包括の規定としては、本条のほか158条も置かれている。また本条は159条とも適用範囲が大きく重なるために、これらの規定の関係が問題になり得る(論点2参照)。

う点で、A説が妥当であると解される。

【事例】

- (1) 平成3年証券法改正前、事後的な損失補填を禁止する明文の規定が設けられていなかった状況において、証券会社A社が投資者に事後的な損失補填を行った。そこで、A社の株主Xは、当該損失補填が平成3年改正前証券法58条1号(現行金商法157条1号)違反であることなどを理由に、A社取締役Yらの損害賠償責任を追及する株主代表訴訟を提起した。裁判所は、同条1号にいう「不正の手段、計画又は技巧」とは、「有価証券の取引に関連して他人を欺罔して錯誤におとしめる詐欺的行為」を意味し、その違反が成立するためには、証券取引に関して欺罔行為とそれによる錯誤が存在することが必要であるとしたうえで、本件損失補填に関しては、A社らによる欺罔行為とそれによる錯誤が存在することを認めるに足りる証拠はないから、違反は認められないとした(東京高判平成7・9・26民集54巻6号1812頁〔27828161〕)。
- (2) 平成3年証券法改正前、事後的な損失補填を禁止する明文の規定が設けられていなかった状況において、証券会社A社が投資者に事後的な損失補填を行った。そ

◆本文中の判例には、『D1-Law.com 判例体系』の判例IDを記載しています。『D1-Law.com 判例体系』をご契約の場合は、判決全文・解説等をすぐに確認できます。

2

本条に違反した者には、10年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金が科され、又はこれらが併科される(197条1項5号、197条2項1号、197条の2第13号)。本条に違反した者が、法人の代表者や従業員である場合には、当該法人にも7億円以下の罰金刑が科される(207条1項1、2号)。

◆条文ごとに論点を体系的に整理。

***** 論 点 *****

- 1 不正の手段
- 2 有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等

【論点1】 不正の手段

本条1号の「不正の手段」の意義については、どのように解すべきであろうか。まず裁判例をみると、最決昭和40・5・25裁判集155号831頁〔28199481〕は、「有価証券に限定して、それに関し、社会通念上不正と認められるいっさいの手段をいう」とする。これに対し、その控訴審判決である東京高判昭和38・7・10下級刑集5巻7-8号651頁〔27486674〕は、「不正の手段」の意義につき、「有価証券の売買その他の取引について、詐欺的行為、すなわち人を錯誤におとしめることによって、自ら、又は他人の利益を計ろうとすることである」として、前掲昭和40年最決よりも狭い解釈を示している。更に、東京高判平成7・9・26民集54巻6号1812頁〔27828161〕は、「有価証券の取引に関連して他人を欺罔して錯誤におとしめる詐欺的行為」をいうとしている。

学説上も、上記3裁判例と同様に見解が分かれている(具体的な場面を種々想定しながら、それら3つの見解の当否を細密に分析するものとして、行澤一人「不正取引一般—金商法157条を中心に—」大証金融商品取引法研究会12号(2013年)参照)。

すなわち、まず学説には、前掲昭和40年最決の解釈を支持する見解(以下、佐々木史朗=藤永幸治編『注釋特別刑罰法(一)』84頁、神田=黒沼=松尾編著『金商法』522頁)のこの見解は、そうした解釈が

詳細・お申し込みはコチラ
 <クレジットカードでもお支払いいただけます>

第一法規ストア

検索

CLICK!

論点体系シリーズ好評販売中!

保険法<第2版>(全2巻)/独占禁止法<第2版>(全1巻)/
 判例民法<第3版>(全11巻)/会社法<第2版>(全6巻)/判例憲法(全3巻)ほか

キリトリ線

申込書 (第一法規刊)			
書名		価格	部数
論点体系 金融商品取引法<第2版>1	[072215]	定価5,830円(本体5,300円+税10%)	部
論点体系 金融商品取引法<第2版>2	[072223]	定価5,280円(本体4,800円+税10%)	部
論点体系 金融商品取引法<第2版>3	[072231]	定価5,280円(本体4,800円+税10%)	部

*弊社宛直接お申し込みいただく場合、一回のご注文でお届け先が一箇所、お買い上げ合計金額5,000円(税込)以上のご注文は、国内配送料サービスといたします。また、お買い上げ合計金額5,000円(税込)未満のご注文については、国内配送料550円(税込)にてお届けいたします。
 *消費税は申込日時の適用税率に依ります。

○上記のとおり申し込みます。代金については、次に示す方法にて支払います。

- *現在、弊社とお取引のないお客様につきましては、代金引換にてお支払いをお願い申し上げます。(いずれかを✓で選択ください) 代金引換により支払います。 現品到着後請求書により支払います。

*代金引換手数料について (一回あたりのご購入金額 (商品の税込価格+送料)の合計が	1万円以下の場合、330円(税込) 3万円以下の場合、440円(税込) 10万円以下の場合、660円(税込)	*送料・代引手数料を含む合計金額は、商品のお届け時に配送業者 に現金でお支払いください。その際、クレジットカードはご利用 いただけません。
--	--	---

年 月 日

〒 _____ 丁目 _____ 番 _____ 号 _____

ご住所

〒 _____ 丁目 _____ 番 _____ 号 _____

事務所名 公用 私用

フリガナ _____ TEL _____

ご氏名 _____ E-mail _____

取扱い

この申込書は、ハガキに貼るか、このままFAXで下記宛お送りください。

■宛先
 〒107-8560
 東京都港区南青山2-11-17
 第一法規株式会社
 ☎ FAX.0120-302-640

書店印

論点金商法2版1(072215)
 論点金商法2版2(072223)
 論点金商法2版3(072231) 2022.7bpd

お客様より預かりした個人情報は、納品や請求書の発送・アフターサービス、弊社製品・サービスのご案内などの目的のために利用させていただきます。また、お客様の個人情報は、弊社ホームページに掲載のプライバシーポリシーに基づき適切に取り扱います。なお、個人情報についての照会、修正・削除・利用停止を希望される場合、その他お問い合わせにつきましては、お問合せフォーム(https://www.daiichihokai.co.jp/support/contact/contact.php)かフリーダイヤルにてご連絡ください。フリーダイヤル ☎TEL.0120-203-696 ☎FAX.0120-202-974